

議員提出第三号議案

米政策と経営所得安定対策の見直しに対する意見書

国は、平成二十五年十二月十日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、産業政策と地域政策を車の両輪として、農業農村全体の所得を今後十年間で倍増させることを目指し、政策の展開をすることにした。

経営所得安定対策の見直しでは、米の直接支払交付金は平成二十六年産からは半額となり、平成三十年産から廃止し、畑作物の直接支払交付金の交付対象者は認定農業者・集落営農組織・認定就農者に限定されている。また、米の生産調整は五年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らず生産者や集荷業者・団体が中心となって需給に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体が一体となって取り組むとされている。

しかし、米の生産調整にあつては四十年以上続けられた制度であり、生産者と農業団体だけの判断では米の価格が不安定となり、構造改革の中心を担っている大規模農家や集落営農組織の経営安定に大きな影響を与えることとなる。また、中山間地域を多く抱える本県では、鳥獣被害対策や圃場管理コストがかかり、国で提唱される米の生産コスト四割削減の実現が厳しい状況となつている。このため、農家所得の低減は耕作意欲の減退など地域社会へ与える影響が大きくなること考えられる。

よつて、国会及び政府におかれては、次の事項について早急に措置するよう強く要望する。
一 米の生産調整を地方に押しつけるのではなく、政府が米をはじめとする主要作物の需給と価格について責任を持つ米政策を実施すること。

二 生産コストの削減については、品種の開発や圃場管理の省力化技術の開発、生産資材費の低減など経済界との連携が必要であり、関係者一体となった取り組みができるよう、早急に体制を構築すること。

三 経営所得安定対策の見直しについては交付対象者を担い手に限定せず、農業所得の向上につながる政策を充実させること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年三月二十七日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
内閣府特命担当大臣	甘利明殿
農林水産大臣	林芳正殿
経済産業大臣	茂木敏充殿